資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千一百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年二月十八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.maruha-shinko.co.jp

平成二十八年十二月十九日

神戸市兵庫区中之島一丁目一番一号

神港魚類株式会社

代表取締役　関谷　繁雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千九百万円減少し、九千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年二月一日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.123.tkcnf.or.jp/aa179/agr0/

平成二十八年十二月十九日

兵庫県宍粟市山崎町今宿一二九番地の一

株式会社ホームセンターアグロ

代表取締役　安黒　嘉宣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十九億五千九百二万二千九百八十三円、資本準備金の額を四億五百五万七千三百八十四円減少し、それぞれ五十二億五千八百二十一万二千九百二十八円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年一月二十日であり、株主総会の決議は平成二十八年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十八年十二月十九日

神奈川県平塚市田村八丁目二十一番九号

株式会社さが美

代表取締役社長　平松　達夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百五十万円、資本準備金の額を三千五十万四千九百三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年十二月十九日

愛媛県今治市常盤町四丁目九番地一〇

有限会社かきはら

代表取締役　柿原　幸安

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年一月四日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式六十株を六百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十二月十九日

福井県越前市上太田町第二二号三番地の一

株式会社福井開発ビル

代表取締役　久野　真

限定承認公告

本籍北海道釧路市愛国東二丁目一九一番地二五四八、最後の住所北海道釧路市愛国東二丁目二七番四号　被相続人　亡　大町　三善

右被相続人は平成二十八年五月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月七日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

北海道釧路市柏木町五―三五青木総合法律事務所　限定承認者松原厚子

右代理人弁護士　青木　一志

限定承認公告

本籍東京都台東区谷中五丁目二二番地、最後の住所栃木県那須郡那須町大字豊原乙六二七―一一五ゆいまーる那須D一一一号

被相続人　亡　杉浦　操六

右被相続人は平成二十八年四月八日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月八日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

東京都練馬区練馬一丁目一六番一〇号

限定承認者　杉浦　誠一

限定承認公告

本籍大阪府堺市西区浜寺船尾町西二丁一七二番地一一、最後の住所愛媛県松山市東石井一丁目四番一八号コーポ四季B号

被相続人　亡　井上　弘子

右被相続人は平成二十八年九月五日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月九日松山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

愛媛県松山市余戸東二丁目一三の四〇共済連余戸マンション六〇三

相続財産管理人　井上　勉

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十九年一月二十五日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

三菱地所株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十六年十月一日付不動産管理処分信託契約（新宿イーストサイドスクエア）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―六二五六―一一九九

平成二十八年十二月十九日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　荒井　寿夫

訂正公告

平成二十八年十二月九日（号外第二七三号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告中、「株式会社新栄」とあるは「有限会社新栄」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十二月十九日

新潟県上越市大和一丁目七番四四号

有限会社新栄

代表取締役　長澤　健一

正誤

平成二十八年十一月三十日（号外第二百六十四号）公布国土交通省令第八十号（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）（原稿誤り）

四二ページ表中改正後欄一七行目「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の誤り。

六四ページ表中改正後欄一五行目及び九〇ページ表中改正後欄終りから五行目「建築物のエネルギー消費性能適合性判定」は「建築物エネルギー消費性能適合性判定」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
三四	一	一	一般社団法人大洲市東慶寺（愛媛県大洲市東大洲76番地1	大洲76番地1

平成二十八年十二月八日法務省告示第六百二十八号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十九日付第二八〇号

一二八ページ●同日付政府調達第二三七号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）